

茨木市環境管理制度認証取得事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の区域内で活動を行う事業者が環境配慮の取組を定着させるため環境管理制度を構築し、第三者による認証を取得する事業に対し、市が補助金を交付することにより、温室効果ガスの排出量の低減など地球温暖化を始めとする環境問題を改善し、環境負荷の少ない社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境管理制度 企業などの組織が、事業活動において構築したマネジメントシステムを第三者が審査し、登録を行う仕組みのうち、次号から第5号までに掲げる制度をいう。
- (2) ISO14001 国際標準化機構が定め、公益財団法人日本適合性認定協会が運用を行う環境管理制度をいう。
- (3) KES 京(みやこ)のアジェンダ21フォーラムが策定した、中小企業向けの環境管理制度をいう。
- (4) エコアクション21 環境省が定め、一般財団法人持続性推進機構が運用する環境管理制度をいう。
- (5) エコステージ 一般社団法人エコステージ協会が運用する環境管理制度をいう。
- (6) 大企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に該当する事業者以外の会社をいう。
- (7) 中小企業者等 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人その他資本金額又は出資の総額が300,000,000円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の事業者をいう。
- (8) 審査登録機関 第2号から第5号までに掲げるそれぞれの環境管理制度が認定した第三者の認証機関をいう。
- (9) コンサルタント 環境管理制度の認証取得に係る支援業務を受注した事業者又は個人をいう。

(補助対象事業者)

第3 補助の対象となる事業者は、本市の区域内において事業所又は事務所(以下「事業所」という。)を有する事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者等。ただし、国、地方公共団体、公団及び独立行政法人等の公的法

人が出資している法人並びに大企業が発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資している中小企業者等を除く。

- (2) 審査登録機関による環境管理制度の認証を取得した事業者
- (3) 市税を完納しているもの
- (4) この要綱に基づき、過去に補助金の交付を受けていない事業者
- (5) その他別に定める要件に適合したもの
(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、次の各号の経費のうち、本市の区域内に立地する事業所に要した経費（消費税等を除く。）とする。この場合において、本市の区域外に立地する事業所と同時に環境管理制度の認証を取得する場合は、従業員数で経費を按分し、本市の区域内に立地する事業所に要した経費（消費税等を除く。）とする。

- (1) 審査登録機関に支払った審査登録手数料
- (2) 環境管理制度の認証を取得するためにコンサルタントに支払った経費
- (3) 環境管理制度の認証を取得するための従業員教育のために支払った受講料又は講師謝礼金
- (4) 認証取得に係る図書購入費等
(補助金額)

第5 補助金額は、次の各号に掲げる環境管理制度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) ISO14001 補助対象経費の2分の1以内の額で、500,000円を限度とする額
- (2) ISO14001以外の環境管理制度 補助対象経費の2分の1以内の額で、200,000円を限度とする額

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする事業者は、茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 環境管理制度認証取得実績及び経費報告書（様式第3号）
- (3) 市税完納証明書（様式第4号）（申請日前の直近のもの）
- (4) 認証を取得したことを証する書面の写し

- (5) 各経費に係る支出を証する書類の写し
 - (6) 審査登録機関及びコンサルタントとの契約書の写し
 - (7) 商業・法人登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）
- 2 申請の方法は、直接持参の方法によるものとする。
 - 3 申請の受付は、先着順に行うものとする。
 - 4 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請を受け付けないものとする。

（補助金の交付決定等）

第7 市長は、第6第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付した茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付却下決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8 第7第1項の茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の事業所又は事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提示又は写しを提出しなければならない。

（書類の保存）

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第13 市長は、補助金を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市環境管理制度認証取得事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類につい

では、なお従前の例による。

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

申請者

住 所

名 称

代表者名

印

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付申請書

茨木市環境管理制度認証取得事業補助金の交付を次のとおり申請します。

認証を取得した環境管理制度	
審査を行った機関名	
認証取得年月日	年 月 日
補助金申請額	円

添付書類

- 企業概要書
- 環境管理制度認証取得実績及び経費報告書
- 市税完納証明書（申請日前の直近のもの）
- 認証を取得したことを証する書面の写し
- 各経費に係る支出を証する書類の写し
- 審査登録機関及びコンサルタントとの契約書の写し
- 商業・法人登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）

様式第2号

企業概要書

本 社	名 称				
	所 在 地	〒			
	代 表 者 氏 名				
	資 本 金	万円	電話番号		
	全 従 業 員 数	人	F A X 番 号		
	出 資 比 率 大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小企業者以外の企業）又は国、地方公共団体等からの出資金の額及び資本金に対する比率	有		無	
		①	(%)	② (%)	
		③	(%)	④ (%)	
	業 務 内 容 又 は 製 造 品 等				
補 助 を 受 け よ う と す る 事 業 所	名 称				
	所 在 地	〒			
	操 業 開 始 日				
	責 任 者 氏 名		電話番号		
	従 業 員 数	人	F A X 番 号		
	業 務 内 容 又 は 製 造 品 等				
	連 絡 先	所 属 ・ 部 署		電話番号	
		役 職		F A X 番 号	
		担 当 者 名		E - mail	
当該事業所に所属する従業員数の全従業員数に対する割合				%	

環境管理制度認証取得実績及び経費報告書

取得までの活動内容	内 容	年 月 日
	審査登録機関への申請	年 月 日
	予 備 審 査	年 月 日
	本 審 査	年 月 日
	認証を取得した環境管理制度	年 月 日
取得に要した経費の内訳(税抜き)		
項 目	金 額	備 考
【認証取得審査に要した経費】(税抜き)		
審査料及び登録料	円	
小 計	円	①
【コンサルタント料等の取得支援に要した経費】(税抜き)		
コンサルタント料	円	
受講料又は講師謝礼金	円	
図書購入費等	円	
小 計	円	②
合 計	円	①+②

市 税 完 納 証 明 請 求 書

(請求先) 茨木市長

使 用 目 的	茨木市環境管理制度認証取得 事業補助金交付請求のため	納 税 義 務 者	所在地	印 ※社印があれば委任状は不要です。
		法人名		

茨木市税の完納証明を請求します。

申 請 者	所在地	印 ※氏名が自署の場合は、押印不要です。
	氏 名	

年 月 日

様式第4号

市 税 完 納 証 明 書

(茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付請求用)

納 税 義 務 者	所在地	印
法人名		

茨木市税を完納していることを証明します。

茨 木 市 長

印

年 月 日

様式第5号

茨木市指令環政 第 号

住 所
名 称
代表者氏名

様

茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市環境管理制度認証取得事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付請求書を交付決定日の翌日から起算して14日以内に提出すること。

年 月 日

茨 木 市 長

様式第6号

茨木市指令環政 第 号

住 所
名 称
代表者氏名 様

茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付却下決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市環境管理制度認証取得事業補助金は、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

様式第7号

年 月 日

(請求先) 茨 木 市 長

住 所
名 称
代表者氏名 印

茨木市環境管理制度認証取得事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令環政第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業 茨木市環境管理制度認証取得事業補助金
- 2 金 額 金 円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

金融機関名		支 店 名	
科 目	1 普 通	2 当 座	3 貯 蓄
口 座 番 号			
口 座 名 義	(ふりがな)		

茨木市環境管理制度認証取得事業補助要綱実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市環境管理制度認証取得事業補助要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第3 要綱第3第1項第5号の別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者と審査登録機関との契約期間の開始日が環境管理制度の認証を取得した日から2年以内であること。
- (2) 申請者とコンサルタントとの契約がある場合においては、契約期間の開始日が環境管理制度の認証を取得した日から2年以内であること。
- (3) 審査登録機関による環境管理制度の認証を申請年度の前年4月1日から申請日までに新たに取得していること。

(募集期間)

第4 要綱第6第1項の指定された期日は、申請年度の4月1日から翌年2月末日とする。但し、期日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合はその翌日とする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。